

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【公開番号】特開2016-73728(P2016-73728A)

【公開日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-028

【出願番号】特願2016-193(P2016-193)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月29日(2016.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体が流下可能な遊技領域が形成された透過性を有する遊技パネルと、

前記透過性を有する遊技パネルの後方側に設けられる演出表示手段と、

前記透過性を有する遊技パネルと前記演出表示手段との間に設けられ、少なくとも前面側に所定の装飾が施された可動装飾手段と、

前記透過性を有する遊技パネルと前記演出表示手段との間の空間における所定位置にある前記可動装飾手段を第1動作態様で動作させて、前記可動装飾手段の識別態様が動作前と異なるように変化させる第1動作手段と、

前記所定位置にある前記可動装飾手段を前記第1動作態様とは異なる第2動作態様で動作させて、前記可動装飾手段の識別態様が動作前と異なるように変化させる第2動作手段と、

前記第1動作態様で動作した前記可動装飾手段が前記第2動作態様で動作し得ないよう^に制止する動作制止手段と、

備えたことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、特許文献1及び特許文献2のような従来の遊技機と同様の構成では、遊技に対する興趣を低下させてしまう虞があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

そこで、本発明は上記の実情に鑑み、遊技に対する興趣が低下するのを抑制することが

可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技媒体が流下可能な遊技領域が形成された透過性を有する遊技パネルと、

前記透過性を有する遊技パネルの後方側に設けられる演出表示手段と、

前記透過性を有する遊技パネルと前記演出表示手段との間に設けられ、少なくとも前面側に所定の装飾が施された可動装飾手段と、

前記透過性を有する遊技パネルと前記演出表示手段との間の空間における所定位置にある前記可動装飾手段を第1動作態様で動作させて、前記可動装飾手段の識別態様が動作前と異なるように変化させる第1動作手段と、

前記所定位置にある前記可動装飾手段を前記第1動作態様とは異なる第2動作態様で動作させて、前記可動装飾手段の識別態様が動作前と異なるように変化させる第2動作手段と、

前記第1動作態様で動作した前記可動装飾手段が前記第2動作態様で動作し得ないよう

に制止する動作制止手段と、

備えたことを特徴とする。

また、本発明とは別の発明の手段を以下に示す。

手段1：遊技機において、

「所定形状に形成された装飾体と、

該装飾体の長手方向両端を、該装飾体の長手方向に対して直角方向へスライド可能に夫々支持するスライド支持部材と、

該スライド支持部材を支持し前記装飾体に沿って延びたベース部材と、

該ベース部材及び前記装飾体の何れか一方に支持される駆動モータと、

該駆動モータにより遊技状態に応じて回転駆動されると共に、前記ベース部材及び前記装飾体の何れか一方に回転可能に支持され、前記装飾体に沿って該装飾体の長手方向と同じ方向へ延びたドライブシャフトと、

該ドライブシャフトの両端付近に一体回転可能に夫々固定される駆動ギアと、

該駆動ギアと噛合すると共に、前記スライド支持部材によって前記装飾体がスライドする方向へ延び、前記ベース部材及び前記装飾体の何れか他方に支持された一対のラックギアと

を具備する」ものであることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

このように、本発明によれば、遊技に対する興趣が低下するのを抑制することが可能な遊技機を提供することができる。